

近江八幡市こども・子育て会議 概要

1. 審議項目
.....

近江八幡市こども・子育て会議では、こども基本法(令和4年法律第77号)、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)その他のこども・若者に関する法律によるこども・若者施策の推進に関し、必要な措置についての調査審議を行います。なお、当会議は「近江八幡市会議の公開に関する取扱要綱」により、「原則として公開するもの」とされていることから、個人情報に関する審議の場合等を除き、公開することとしています。また会議で審議いただいた内容は、会議録としてまとめ、資料と併せて市のホームページに掲載させていただきます。

2. 委員構成（令和8年度）
.....

区 分	人数
こども施策に関し学識経験を有する者	3名
市民の代表（公募委員）	2名
子どもの保護者の代表	2名
こども施策に関する事業に従事する者	7名
その他市長が必要と認めるもの	6名
計	20名

3. 任期
.....

令和7年7月29日から令和10年7月28日まで

※各団体の役員改選に伴い、令和8年度に委員を交代されている場合の任期は、前任者の残任期間となり、令和8年8月18日から令和10年7月28日までとなります。

4. 令和7年度の主な審議内容
.....

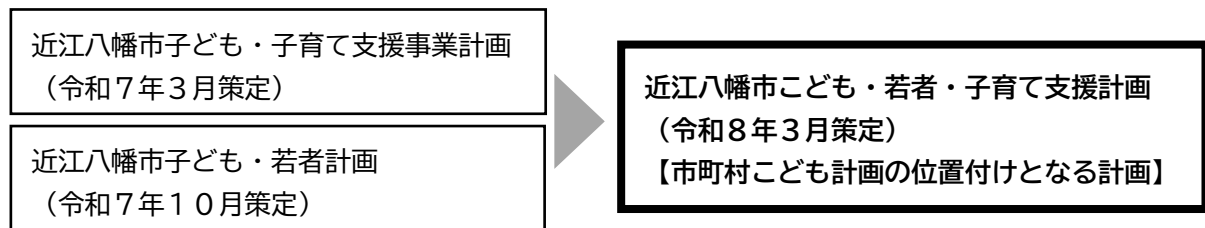
○4回開催(令和7年7月29日、10月28日、令和8年1月6日、3月10日)

こども基本法において策定が努力義務とされている「市町村こども計画」の策定についての審議を本会議において行いました。

本市においては、子ども・子育て支援法に基づき、乳幼児期の教育・保育、地域の子育て

支援について、どのくらいの需要量があるかを見込み、供給の体制を確保する内容を定める需給計画である「子ども・子育て支援事業計画」と、子ども・若者育成支援推進法に基づき、地域における子どもや若者の健やかな成長と自立を支えるため、自治体が総合的かつ計画的に施策を推進するための計画である「子ども・若者計画」の2つの計画を統合し、「近江八幡市こども・若者・子育て支援計画」として一体化し、計画を策定しました。

策定にあたり本会議において、計画における重要な視点は何か、どのような方法で統合をするかなどを、委員の皆様から様々な立場からご審議をいただきました。



5. 令和8年度の主な審議内容

.....

○2～3回開催予定

- ・「近江八幡市こども・若者・子育て支援計画」の進捗管理、評価・見直し
- ・市のこども・若者・子育て支援施策の共有

6. こども・子育て幹事会について

.....

こども・子育て会議を効果的に推進するために、こども・子育て幹事会を設置しています。こども・子育て幹事会の幹事は、こども・若者・子育て支援施策等を行う市の関係所属の職員各1名(各所属の副主幹級(係長級)以上の職員)で構成し、こども施策に係る各課事業の相互認識及び関係部局との連携、近江八幡市こども・子育て会議において必要となる情報の提供等をおこなっています。

こども・子育て幹事会の幹事は原則、こども・子育て会議にも出席し、各課事業の説明や委員の皆様からの質疑にお答えします。

幹事会構成所属

企画課、まちづくり協働課、福祉政策課、障がい福祉課、発達支援課、幼児課、子育て政策課、こども家庭センター・子ども家庭相談室、健康推進課、都市計画課、商工振興課、学校教育課、生涯学習課、その他子ども健康部長が必要と認める所属